

長岡市告示第146号

長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年長岡市条例第158号）第6条第1項の規定により公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年長岡市規則第116号）第6条の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

長岡市長 磯田達伸

1 指定管理者の指定

施設名	指定管理者に指定する団体	指定期間
長岡市小国診療所	医療法人 崇徳会	令和6年10月1日から 令和17年3月31日まで